

付 属 資 料

付属資料目次

【閣議決定、申合せ等】

【第1章関係】

資料 1	公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議の設置について (平成16年10月14日関係省庁申合せ) ……………	136
資料 2	公益法人の設立許可について(平成7年3月29日公益法人等指導監督連絡会議決定) ……	138
資料 3	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する 基準」について(平成8年9月20日閣議決定) ……………	139
資料 4	「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について (平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) ……	146
資料 5	新たな公益法人会計基準の概要 ……………	167
資料 6	公益法人会計基準の改正等について (平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ) ……	169
資料 7	公益法人会計基準の運用指針について (平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ) …	178
資料 8	公益法人会計における内部管理事項について (平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ) …	183
資料 9	「公益法人会計基準の改正等について」等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について (総官管第55号平成17年3月23日 総務省大臣官房管理室長通知) ……………	186
資料 10	「公益法人会計基準の改正等について」等の適用に当たっての留意点について (総官管第51号平成18年3月24日 総務省大臣官房管理室長通知) ……………	189
資料 11	公益法人の指導監督体制の充実等について (平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) ……	191
資料 12	インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて (平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) ……	193
資料 13	「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について (平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) ……	195
資料 14	休眠法人の整理に関する統一的基準 (昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定) ……………	203
資料 15	休眠法人の整理に関するモデル要綱 (昭和60年12月5日公益法人指導監督連絡会議幹事会了解事項) ……………	205
資料 16	行政改革大綱(抄)(平成12年12月1日閣議決定) ……………	207
資料 17	今後の行政改革の方針(抄)(平成16年12月24日閣議決定) ……………	209
資料 18	「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について (平成17年3月2日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ) ……	214
資料 19	行政改革の重要方針(抄) ……………	216

【第3章関係】

資料 20	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定) ……	217
資料 21	公務員制度改革大綱(抄)(平成13年12月25日閣議決定) ……………	264
資料 22	公務員制度改革大綱に基づく措置について (平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) ……	265

【第4章関係】

資料 23	公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて(平成14年3月29日閣議決定) ……	266
-------	--	-----

資料 24	公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）	267
資料 25	公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会の設置について （平成 15 年 8 月 1 日関係省庁申合せ）	269
資料 26	公益法人制度改革に関する有識者会議の開催について	270
資料 27	公益法人制度改革関連 3 法案に対する附帯決議	272

〔第 5 章関係〕

資料 28	公益信託の引受け許可審査基準等について （平成 6 年 9 月 13 日公益法人等指導監督連絡会議決定）	274
-------	---	-----

【データ等】

〔第 1 章関係〕

資料 29	会計基準の適用状況別法人数	276
資料 30	公認会計士・税理士の関与状況別法人数	278
資料 31	休眠法人数	280
資料 32	所管不明法人の処理状況	281

〔第 2 章関係〕

資料 33	公益法人の全体像	284
資料 34	公益法人数の推移	286
資料 35	性格別法人数	288
資料 36	営利法人等への転換状況等について	290
資料 37	新設法人数	291
資料 38	新設法人の名称一覧	292
資料 39	解散法人数	296
資料 40	主務官庁別都道府県知事所管法人数	297
資料 41	社員規模別法人数	298
資料 42	個人社員規模別法人数	300
資料 43	団体社員規模別法人数	302
資料 44	基本財産規模別法人数	304
資料 45	賛助会員等規模別法人数	306
資料 46	理事規模別法人数	308
資料 47	理事任期別法人数	310
資料 48	常勤理事規模別法人数	312
資料 49	公務員出身理事のいる法人数及び人数の推移	314
資料 50	所管官庁出身理事のいる法人数及び人数の推移	316
資料 51	所管官庁出身理事数が 3 分の 1 を超える法人	318
資料 52	所管官庁出身理事数が 3 分の 1 を超える法人数の推移	327
資料 53	同一親族理事の状況別法人数	329
資料 54	同一特定企業関係者理事の状況別法人数	330
資料 55	同一業界関係者理事の状況別法人数	331
資料 56	監事規模別法人数	332
資料 57	常勤監事規模別法人数	334
資料 58	外部監事導入の有無別法人数	336
資料 59	現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数	338
資料 60	現職国会議員・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数	340
資料 61	有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数	342
資料 62	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤役員の平均年間報酬額規模別法人数	344

資料 63	職員規模別法人数	346
資料 64	常勤職員規模別法人数	348
資料 65	評議員規模別法人数	350
資料 66	財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数	352
資料 67	年間収入額規模別法人数	354
資料 68	年間支出額規模別法人数	356
資料 69	公益法人本来の事業費の総支出に占める割合別法人数	358
資料 70	管理費の総支出に占める割合別法人数	360
資料 71	指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数	362
資料 72	指導監督基準上の収益事業費規模別法人数	364
資料 73	指導監督基準上の収益事業費の総支出に占める割合別法人数	366
資料 74	法人税法上の収益事業届出額規模別法人数	368
資料 75	資産額規模別法人数	370
資料 76	負債額規模別法人数	372
資料 77	正味財産額規模別法人数	374
資料 78	正味財産増減額規模別法人数	376
資料 79	内部留保額規模別法人数	378
資料 80	内部留保の水準別法人数	380
資料 81	株式の保有状況別法人数	382
資料 82	株式保有会社数別法人数	384
資料 83	株式保有割合別法人数	386
資料 84	過半数株式保有会社数別法人数	388
資料 85	処分困難な株式等を保有している公益法人	390
資料 86	情報公開の状況	447
資料 87	ホームページ開設状況所管官庁別法人数	449
資料 88	ホームページの項目別掲載状況	451
資料 89	所管官庁への書類提出状況	453
資料 90	立入検査の実施状況	455

【第3章関係】

資料 91	行政委託型法人等一覧（府省別）	457
資料 92	行政委託型法人等一覧（都道府県）	470
資料 93	国所管公益法人に対する補助金等の状況	502
資料 94	国所管公益法人に対する委託費の状況	503
資料 95	10 億円以上の補助金等を受けた国所管公益法人	504
資料 96	10 億円以上の委託費を受けた国所管公益法人	505
資料 97	都道府県所管公益法人に対する補助金・委託費等の状況	506
資料 98	国の関与等を透明化・合理化するための措置の推進状況	507
資料 99	公務員制度改革大綱に基づく公益法人の役員に関する措置の進捗状況（府省別）	509

【第5章関係】

資料100	信託財産規模別信託数	513
資料101	信託目的別信託数	515
資料102	主務官庁（省庁）別信託数	517
資料103	授益行為状況別信託数	518

【その他】

資料104	公益法人行政の歩み	520
資料105	諸外国の非営利法人制度	522

付属資料

閣議決定・申合せ等

資料 1

公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成16年10月14日
関係省庁申合せ

1. 公益法人に対する指導監督の一層の適切化、公益法人による行政代行的行為の実施の透明化等を各府省庁で統一かつ強力に推進するため、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補	
副議長	総務省大臣官房審議官	法務省民事局長
構成員	内閣府大臣官房長	警察庁長官官房長
	防衛庁長官官房長	金融庁総務企画局長
	総務省大臣官房長	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長	経済産業省大臣官房長
	国土交通省大臣官房長	環境省大臣官房長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、総務省及び法務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会

内閣官房内閣参事官
総務省大臣官房管理室長
総務省大臣官房参事官
総務省大臣官房管理室公益法人行政推進室長
法務省民事局参事官
内閣府大臣官房政策評価官
警察庁長官官房文書課長
防衛庁長官官房文書課長
金融庁総務企画局総務課長
総務省大臣官房総務課長
法務省大臣官房秘書課長
外務省大臣官房総務課長
財務省大臣官房文書課長
文部科学省大臣官房総務課長
厚生労働省大臣官房総務課長
農林水産省大臣官房文書課長
経済産業省大臣官房政策評価広報課長
国土交通省大臣官房総務課長
環境省大臣官房総務課長

資料
2

公益法人の設立許可について

平成 7 年 3 月 2 9 日
公益法人等指導監督連絡会議決定

1. 今後、公益法人の設立の許可を行う際には、公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せの徹底を図るとともに、下記の要領によるものとする。
 - (1) 公益法人の設立に当たって、基本財産の造成又は事業費等の確保のため、許認可の対象となる業界団体、企業に対し強制的なものであると解されるような寄附の斡旋及び協力要請を行うことは自粛するものとする。
 - (2) 国又は特殊法人等から委託される事業を主たる事業とすることを予定している新規の公益法人に対する設立許可は、真にやむを得ない場合を除き厳に抑制するものとする。
 - (3) 新設される公益法人の許可に際して、公務員経験者を常勤役員として受け入れるよう要請することは厳に抑制するものとする。

2. 公益法人の透明性を確保し、そのより一層適正な運営を期するため、公益法人等指導監督連絡会議の庶務を担当する総理府は、毎年、公益法人に関し、新設・解散件数、指定法人としての指定件数、役職員及び事業の全体の状況等を取りまとめ、閣議に報告するものとする。

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

平成 8 年 9 月 2 0 日
閣 議 決 定平成 9 年 1 2 月 1 6 日
一 部 改 正

1. 政府としては、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図るため、公益法人等指導監督連絡会議を開催し、「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」、「公益法人の運営に関する指導監督基準」等を決定し、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行ってきたところである。
2. 公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
3. また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙2のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。
4. 政府は、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行っていくとともに、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、毎年度「公益法人に関する年次報告」（仮称）を作成することとする。

(別紙1)

公益法人の設立許可及び指導監督基準

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

2. 事業

- (1) 公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1

以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

- ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
- ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。

(3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。

(4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(6) 公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその付属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の

事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。
- ⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(2) 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記（1）－②～④、⑥を準用すること。

(3) 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記（1）－①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。
- (2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。
- (3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。
- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。
- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- (6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。
- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。
なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。
 - ① 財団法人における基本財産
 - ② 公益事業を実施するために有している基金
 - ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
 - ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
 - ⑤ 負債相当額
- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

7. 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式などを保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、さらに検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

公益法人に対する検査等の委託等に関する基準

1. 検査等の公益法人への委託等

各官庁が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の事務を公益法人に委託等を行う場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 委託等を行う事務の基本的内容及び事務の委託等を行うことのできる公益法人の基準が法律で定められていること。
- (2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- (3) 委託等を受ける公益法人は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）によって指定されていること。
- (4) 委託等された事務に関わる公益法人の役職員については、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- (5) 委託等を行う官庁の出身者と委託等された検査等に関わる業界の関係者の合計が、理事現在数の2分の1を上回らないこと。
- (6) 検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

2. 検査等の推薦等

各官庁が、特に公益法人が独自に行っている検査等の推薦・認定等（以下「推薦等」という。）を行う必要がある場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 推薦等が法令に基づくものであること。
- (2) 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。
- (3) 推薦等された検査等及びこれを行う公益法人は、法令によって指定されていること。
- (4) 推薦等された検査等の事務に関わる公益法人の役職員については、その検査等を適正に行うために必要な職務規定が定められていること。
- (5) 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- (6) 推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。

3. 行政の関与等

- (1) 公益法人が行う検査等に対して各官庁が関与を行うものは、上記1. 又は2. の要件を満たすものに限るものとする。
- (2) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、行政が関与していると認識されるような表現を公益法人が使用することを禁止する。
- (3) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、各官庁及び特殊法人等が、公益法人

が行っている検査等の結果を、融資や許認可等の際の条件とすることを禁止する。

4. 経過措置

各官庁は、上記1.～3. について必要な措置を、平成12年度末までに行うものとする。

資料
4

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について

平成8年12月19日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

平成9年12月16日 一部改正

平成10年12月4日 一部改正

平成12年12月26日 一部改正

平成17年8月2日 一部改正

公益法人の設立許可及び指導監督については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき実施されているものであるが、本基準の運用に当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、整合性、統一性をとりつつ、公益法人の設立許可及び指導監督を一層適正に行うものとする。また、本指針に触れていないものについても、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」の趣旨に従い、各公益法人が行う事業の健全性・継続性を十分考慮しつつ、公益法人に対する指導監督等を行うものとする。

（別紙）

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針

（基準）

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- （1）同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- （2）特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- （3）後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

（運用指針）

（1）公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。

本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適當という意味である。

- (2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4. の理事の構成等の要件を満たす必要がある。
- (4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの（例えば、本文(1)～(3)に該当するものを目的としているもの）に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するような目的に変更することが不可能な場合には、本基準8. 経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

(基準)

2. 事業

(1) 公益法人の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。
- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない（本基準1. 参照）。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。
- (2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる（民法第71条）。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。
- (3) 本文(1)-①～③を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。
- 公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、（管理部門の）役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出で

あることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1)-①～③を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。

したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1)-①～③のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額（支出合計額＋次期繰越収支差額。以下同じ。）の2分の1以上である必要がある（なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。）。

- (4) 本文(1)-①～③を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大（又は、このような事業以外への支出を削減）するように指導する必要がある。
- (5) 本文(1)-②について、「事業内容が・・・具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。
- (6) 本文(1)-③について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

（基準）

(2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合している状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。

② 新たに公益性の高い事業を付加すること。

(3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。

(4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。

（運用指針）

- (1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合している状況となっていると考えられる。
- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、
 - ① 目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合
 - ② 目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合

の2種類があると考えられる。

- (3) 本運用指針(2)-1の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては)対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。
- (4) 本運用指針(2)-2の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要がある。また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。
- (5) 本文(2)の措置が講じられない場合には、所管官庁は、営利法人、組合等の他の法人格等への転換を行うよう指導する。この営利法人等への転換は、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)によるものとする。
- (6) 所管官庁が本文(3)について必要な措置を行い、その後3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処するものとする。
- (7) 公益法人の事業内容が営利企業の事業と競合等する場合の所管官庁の対応としては、自主的な解散を指導することも考えられる。このような指導は、本文(2)~(4)の各時点に関わらず、行えるものとする。

(基準)

(5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

(基準)

(6) 公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。

また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

① 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

② 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

③ 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(運用指針)

(1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。

(2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付随的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付随的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。

(3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号）ところである。

(4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。

また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。

① 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。

これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の

運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。

また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

- ② 収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

- i) 風俗関連営業
- ii) 高利の融資事業
- iii) 経営が投機的に行われる事業

- ③ 収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合って公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

- ④ このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないように、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

(基準)

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその附属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

(運用指針)

- (1) 本文(1)について、国又は地方公共団体の機関等とは、国又は地方公共団体が設置する研究所、試験所等の施設、公社・公団等の特殊法人、国又は地方公共団体が主体となって設立した公益法人、その他国又は地方公共団体と密接不可分の関係にあるものをいう。したがって、およそ国又は地方公共団体等と何等の関係のない公益法人に「〇〇公社(公団)」等の名称をつけることは適当でない。
- (2) 既存の法人の中で、本文で示したような誤認が生じるおそれのある名称の法人が存在する場合にはそのような誤認が生じることのないよう、所管官庁は必要な指導を行うものとする。

(基準)**4. 機関**

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限と下限の幅が大きすぎないこと。
- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること
- ⑤ 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(運用指針)

- (1) 理事は、民法上の代表機関であり、また、事業及び管理事務等の業務の執行機関であると定められている。更に、理事の業務は、定款、寄附行為、社員総会等で定められた法人の事業及び管理事務すべてに及び。また、理事会は、理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場である。したがって、理事の定数、任期、構成、報酬、理事会の成立要件及び議決要件は、業務の執行が公正に行われるよう適切に定める必要がある。

なお、必要に応じて会長、理事長、専務理事、常務理事等を置き、定款、寄附行為の定めにより総会や理事会の決定によって代表権、職務権限を明確にする等により適切な執行体制を確保することも必要

である。

理事の選任等については、以下に示す方法によることとし、現在他の方法によっている法人に対しては、この趣旨に沿うように定款・寄附行為を変更する等の指導を行う必要がある。

(2) 理事の定数

理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがある。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になる。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがある。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もある。このため、理事の定数は法人の事業規模、内容等に応じ、また同種の公益法人の例等から判断して適切な数とする必要がある。

また、理事の定数に関する定款、寄附行為等における規定については、その上限と下限が余り開きすぎていたり、成立要件及び議決要件がその時々で変わる等、理事会の運営上支障をもたらすおそれがあるので適当ではない。

〔適当な例〕 6人以上10人以内 25人以上30人以内

(3) 理事の選任

理事の選任を、理事会が行う場合には、公正さを確保できなくなる可能性があるため、理事会を牽制する機能を有する第三者的機関が行うこととする必要がある。このため、社団法人では総会、財団法人では原則として評議員会が理事の選任を行う（「原則として」の例外としては、公正な第三者機関の承認を得る等、理事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）ようにすべきである。

(4) 理事の任期

理事の業務運営の適正を確保するためには、任期を設けて選任機関に信・不信任の機会を与える必要がある。理事の任期については、長すぎる場合は、特定者との利害関係が深まりがちであることに加え、第三者的機関の不断のチェックを免れ、理事会の独善を招くおそれがある。一方、短すぎる場合は、業務運営の安定性を保てなくなるおそれがある。そこで、理事の任期は原則として2年を基準とすべきである。

なお、理事の任期の満了及び辞任後に直ちに後任が選任されずに職務の遂行が中断し、法人の運営に支障が生ずるのを避けるため、後任の理事が選任されるまでの間、前任の理事は、なお職務を行う義務がある旨についても定めておく必要があると考えられる。

(5) 理事の構成

理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）が、理事会を実質的に支配しうる程度の大きな役割を占めている場合には、法人の運営がこれらの者の利益、又はこれらの者と関係を有する特定の団体等の利益のために行われるおそれがある。そこで、このような特別の関係にある者の数は、理事会を実質的に支配できないと予想される程度にとどめる必要があるため、それぞれ理事現在数の3分の1以下とする必要がある。

所管する官庁の出身者についても、これらの者が公益法人の理事の多数を占めることにより、当該公益法人が所管する官庁と一体となって活動し、実質的な行政機関として機能するおそれがあるため、一定の割合以下にとどめる必要がある。

ここでいう「所管する官庁の出身者」とは、以下の要件をすべて満たす者を指す。

- ① 本省庁課長相当職以上（教育職、研究職、医療職は除く。）を経験
- ② その者のいわゆる「親元省庁」が当該法人を所管する官庁（官庁の組織変更があった場合は、変更前の官庁組織等の状況も考慮する。）
- ③ 退職後10年未満の間に当該法人の理事に就任（公務員を退職後5年以上を経ており、この間、当該公益法人の職員に就いていた者を除く。）

官房付等で退職した者の場合は、前職で判断することとし、外局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局等を含む。複数の官庁の共管の法人の場合は、共管している官庁の出身者の合計が理事現在数の3分の1以下としなければならない。なお、現職公務員については、公益法人に対する指導監督を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくないが、仮に就任している場合は、これを「官庁の出身者」に含めて考えるものとする。

また、同一の業界の関係者が理事の多数を占めている場合には、そのような法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現ではなく、その業界のみの利益や親睦を目指すものとなるおそれがあることから、同一の業界の関係者が理事現在数の2分の1以下とする必要がある。

ここでいう「同一の業界の関係者」は、同一の産業に属する、継続して商業、工業、金融業その他の事業を行う者を指す（個人事業主を含む。）。同一の産業か否かについては、日本標準産業分類における中分類を一つの参考資料とし、それぞれの実態を踏まえ、所管官庁が判断する。なお、企業等を退職した者についても、退職後10年未満の間に理事に就任した場合には、当該企業が属する業界の関係者に含まれる。

公務員出身者については、原則として業界の関係者には含まれない。また、公益法人等の業務に専ら従事する役職員が当該法人以外の公益法人の理事に就任する場合については、それらの法人等の行う事業によりその属する産業を定めるものとし、非常勤等の公益法人等の役員については、原則として本来行っている事業等により判断するものとする。なお、大学教授等（研究、教育のみに従事している場合に限る。）については、学識者として理事に任命される限りにおいては、業界の関係者には含まれないものとする。

（6）理事の報酬

常勤の理事の報酬が、当該公益法人の資産、収支の状況から見てあまり多額になると、公益法人として行うことの許されない利益配分と見られるおそれがあり、公益事業を圧迫する可能性もある。また、公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目指すものであるため、税制上の優遇を受けているものであり、そのような法人に属する理事の報酬が、社会的批判を受けるような高額なものであってはならない。したがって、常勤の理事の報酬の単価及びその合計額は、このような事態を招くような不当に高額又は多額なものであってはならない。

なお、非常勤理事に対して旅費、日当等何らかの報酬が支払われる場合も同様である。

（7）理事会

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する場として非常に重要な役割を有するため、その成立要件及び議決要件は、理事多数の意思が適切に反映されるものでなければならない。これらは、議決する案件の種類等に応じたものである必要があるが、一律とする必要はないが、特に定款又は寄附行為に定める事項を除き、最低でも過半数以上とする必要がある。

また、理事会の招集権は、会長又は理事長等に委ねられていることも多いが、これらの者の独断で、理事会が適切に招集されないおそれもあるため、理事会の招集権者が会議を招集しない場合又は欠けた場合（職務を遂行できない場合も含む。）には、一定人数以上の理事から会議開催の請求があったとき

は、招集権者又はその代行者が会議を招集しなければならないこととする必要があろう。

なお、理事の人数が多く全国に散在している等のため理事会の頻繁な開催が困難な場合には、特定の理事による常任理事会を設置して、理事会の議決事項を審議させること又は定款の変更、解散、収支予算、決算報告、役員等の変更等の最重要事項を除く経常的な事項を処理させることも可能と考えられる。

(基準)

(2) 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記(1)-②~④、⑥を準用すること。

(運用指針)

監事は民法上任意に置けることとされているが、法人の業務、財産の運用、会計の処理等の監査を行うことにより、法人の業務の適正化を図るために重要な機関であることから、必ず置くようにすべきである。

この場合、監事は、客観的な立場で、法人の業務執行状況等の状況を監査する必要があるため、理事を兼ねることは許されず、また、原則として総会、評議員会等の第三者的な機関で選任されることを要する（「原則として」の例外として、財団法人において、公正な第三者の承認を得る等、監事選任の公正さが他の方法により確保されている場合等が考えられる。）。

また、理事の場合と同様の理由から、任期は原則として2年を基準とし、その報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額なものであってはならないものとする必要がある。

(基準)

(3) 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(運用指針)

(1) 社団法人は、社員によって構成される人的結合体であるから、社員は社団法人の基礎であり、その社員の総意を反映する場である社員総会は、社団法人の最高意思決定機関（民法第53条、63条）として最も重要な機関である。このため、定款の変更、解散、理事の選任のほか、予算・決算等の重要事項が、民法又は監督規則等により総会の決議事項とされており、総会は、理事等の執行機関をチェックするとともに、法人の基本的な運営方針を確立する役割を担っている。

(2) そのため、総会については、社員の多数の意思が適切に反映されるように、成立要件、議決要件を適正に定め、その厳正な運営を行う必要がある。したがって、仮に社員が多数又は全国に散在する等事実

上社員全員が出席しての総会が事実上困難な場合においても、出席できない社員の意思が正当に反映されるような措置をとる必要がある。

- (3) 社員総会成立のための定足数及び議決数については民法上規定がなく、法人の事情、議決案件の種類等に応じて定款に自由に規定することができるが、最低でも過半数以上とする必要がある。ただし、定款の変更又は法人の解散の場合は、定款に定めのない限り議決数は4分の3以上でなければならない(民法第38条、69条)。

(基準)

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)-①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(運用指針)

- (1) 財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の職務権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすい。そこで、民法上規定がないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要がある。

評議員会には、理事等の業務執行の適正化を図る役割を果たすため、理事の選任機能や重要事項の諮問機能を持たせる必要があるが、これに加え、理事の監督、重要事項の決定等を行わせることも可能である。

- (2) 評議員会は、このように理事会から独立した機関として理事等の執行機関を牽制する役割が求められているため、評議員が理事又は監事を兼ねることは適当ではない。評議員が理事を兼ねなければならない特別の事情がある場合でも、評議員会を実質的に支配できない程度の割合にとどめる必要がある。

また、評議員会と理事会の相互牽制の観点から、評議員は理事会で選任することとする必要がある。

- (3) 評議員の定数については、理事と同様、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましい。

- (4) 評議員の任期については、理事の場合と同様の理由から、原則として2年を基準とする必要がある。また、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度(2分の1以内)にとどめることが必要である。

(基準)

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（可能な限り常勤職員）を置くこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人の意思決定機関、又は業務の執行機関として理事及び理事会が置かれているが、業務の遂行に伴う日常的な事務を処理するため、事務局を設置することが必要である。
- (2) 事務局は、当該法人の事業の規模、内容等から見て、これを実施するために必要な程度の組織及び職員（事務局長1名の外に可能な限り常勤職員）を有している必要があり、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保する必要がある。

(基準)

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

(運用指針)

- (1) 公益法人会計基準は、公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として、昭和52年3月に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和60年9月に公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきたが、平成16年10月、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議において改正が行われ、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。
- (2) そこで、すべての公益法人において平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかにこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。
- (3) この会計基準においては、内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）について特段の定めが置かれていないが、公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

(基準)

(2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。

(3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。

(運用指針)

- (1) 公益法人の財政的基礎は、社団にあっては会費に、財団にあっては寄附財産に置かれなければならないことを前提としており、これらによる相当程度の収入を有すべきである。
- (2) ただし、恒常的な賛助金等毎年安定して得られる収入がある場合は、これを含めた資金全体で、設立目的の達成に必要な事業活動ができるものと考えられる。

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。
- (2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。
 - ① 価値の変動が著しい財産——株式、株式投資信託、金、外貨建債券等
 - ② 客観的評価が困難な財産——美術品、骨董品等
 - ③ 減価する財産——建築物、建造物等減価償却資産
 - ④ 利子又は利用価値を生じない財産——現金、当座預金、事務所用施設
 - ⑤ 換金の容易な財産——普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産
 - ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法——融資
- (3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

(5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高かつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。

(運用指針)

- (1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々を経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。

そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高かつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。

- (2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる（株式の保有等については、本基準6. 参照）。
- (3) 公益法人の財産（基本財産、運用財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

（基準）

(6) 公益法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。

（運用指針）

- (1) 公益法人が手持又は通常収入では賄えない支出を行う場合、資金の借入を行う必要がある。そのような借入には、一時的なつなぎ資金のための借入以外に、長期の借入（返済期限が1年以上の借入）を行う場合もあり得る。このような長期借入は、事業の拡張や経営の建て直し等、公益法人の運営上、重要な事態にかかることが多く、またその額の如何によっては、法人の命運を左右しかねないため、十分注意を払って行う必要がある。
- (2) このため、公益法人が長期借入を行うに際しては、年度当初に収支予算書に明記し、理事会及び総会等の承認を得なければならないが、その際、
 - ① 確実な返済計画はあるか
 - ② 借入先及び利息は適切か
 - ③ 長期借入金の使途及び額は適切か
 - ④ その他、公益活動に支障をもたらすものでないか
 等について、十分な検討が必要と考えられる。
- (3) 所管官庁においては、収支予算書に長期借入金収入が計上されている場合には、上記(2)①～④の事項について、十分な状況把握に努める必要がある。

また、当初予算に計上されておらず、年度途中で長期借入を行う必要が生じた場合や、当初予算に計上しているものであっても年度当初には、借入先、利子率等借入の詳細が決定していない場合においても、所管官庁は、必要な資料の届出を受けること等により、当該法人の長期借入の状況把握に努める必要がある。

(基準)

(7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、本来単年度の収支において、大幅な黒字を有するものではない。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化等を考慮すると、公益事業を適切、継続的に行うためには、ある程度のいわゆる「内部留保」を有することは必要である。

(2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目途とすべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

(3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

(基準)

(8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

(運用指針)

- (1) 管理費は、通常、理事会等の開催・運営のための経費等の事務費、(管理部門)役員及び職員の報酬、給与等の人件費、賃貸料等事務所の維持管理費、光熱費からなり、公益法人の運営に必要な基礎的な経費である。しかし、結局は、公益法人の内部に還元される傾向の強い経費であることから、当期支出合計額に占める割合が過大になり、公益事業を圧迫するようなことがあってはならない。合理的な経営により、管理費を可能な限り総支出額の2分の1以下に抑え、これを超える場合には、管理費のうち、何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所の見直し等により、経費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。
- (2) 管理費の最も大きな割合を占めるのが人件費と考えられるが、そのうち常勤の理事の報酬等については、本基準4. 機関において、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとするを定めているところであるが、職員の給与等についても過大なものとならないようにする必要がある。したがって、給与等の妥当性、管理部門と事業部門との適正な人員の配置等により、管理費のほとんどを人件費が占めるようなことのないようにする必要がある。

(基準)**6. 株式の保有等**

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
- ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であることから、営利企業を設立してはならない。したがって、公益法人の理事が当該公益法人を代表して営利企業の設立発起人となったり、当該営利企業に出資を行うことがあってはならない。
- また、公益法人が営利企業と事業執行形態あるいは経理の混同、不合理な資金の融通、施設の無償貸与その他過度の便宜供与を行うこと等によって、営利企業の実質的な経営を行うことも厳に避けなければ

ならない。

- 資料 4
- (2) 公益法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。
- ① 運用財産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (3) 基本財産として株式等が寄附される場合には、財団法人としての適切な活動等のため、所管官庁においては、寄附を受けた財団法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (4) 本基準には規定されていないが、法律により認められているもの（特定の公益法人が指定されている場合のほかに、当該株式等が保有される特定の営利企業が指定されている場合を含む。）については、当然株式等の保有は可能である。
- (5) 本文(1)-①、②のような場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該公益法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (6) 本文(1)の理由により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）については、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載すること。
- ① 名称
 - ② 事務所の所在地
 - ③ 資本金等
 - ④ 事業内容
 - ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
 - ⑥ 従業員の数
 - ⑦ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑧ 保有する理由
 - ⑨ 当該株式等の入手日
 - ⑩ 当該公益法人と当該営利企業との関係（人事、資金、取引等）
- (7) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分すること。
- 当該株式等を保有している間においては、上記(6)の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に、当該営利企業の概要を記載すること。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。

(基準)

7. 情報公開

(1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

(運用指針)

(1) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。

(2) 備え置く期間等は、次のとおりとする。

- | | | |
|--|---|--|
| ① 定款又は寄附行為
役員名簿
社員名簿 | } | 可能な限り最新の状態で、常に備えて置くこと |
| ② 事業報告書
収支計算書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録 | } | 当該事業年度の終了後、原則として3カ月以内に備え、5年間備えて置くこと |
| ③ 事業計画書
収支予算書 | } | 当該事業年度の開始後、原則として、3カ月以内に備え、次事業年度の事業計画書等が備えられるまで、備えて置くこと |

(3) 所管官庁においては、所管公益法人に関する一覧表を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。なお、一覧表の記載事項は次のとおりとする。

- ① 名称
- ② 所管する部局(担当局担当課等)の名称
- ③ 公益法人の主たる事務所の所在地・電話番号
- ④ 設立年月日

- ⑤ 代表者職名・氏名
- ⑥ 主な目的・事業

(4) 原則として、公益法人を直接所管する部局においては、本基準(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとする。

なお、所管官庁においては、少なくとも上記(2)で規定されている期間は、これらの資料を備えて置くものとする。

(5) 公益法人会計基準以外の会計基準を用いている法人の場合は、本文に定められている資料に相当するものについて同様に扱うものとする。

(6) 平成16年10月に改正された公益法人会計基準に基づき、財務諸表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を作成する法人の場合は、同計算書についても本基準(1)－⑥～⑧と同様に扱うものとする。

(基準)

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(運用指針)

(1) 本基準は、既に設立されている法人及び今後設立される法人の両方に適用される。既に設立されている法人において、本基準に適合しないものがある場合には、原則として本基準に、本基準の閣議決定日から3年以内に適合しなければならない。また、今後設立が許可されるものは、本基準に適合するものに限られる。

なお、新たに具体的基準が定められたもののうち、本基準5-(7)の内部留保に関するものは、閣議決定の改正日から3年以内に新たな基準に適合するように指導する。

(2) 既に設立されている公益法人の中には、いわゆる業界団体や、公益法人として適当でない目的を有しているが、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっているものが存在する。このようなものについては、その設立の経緯等から考えて、今回定められた基準に適合することができないものがあると考えられるが、そのうち真にやむを得ない事項(業界団体の理事構成、互助会の事業内容等)については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることで、公正さを確保するものとする。また、それぞれの定款又は寄附行為により定められた業務を適切に行うこととする。

(基準)

- (2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。
- (3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。
- (4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。
- その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。
- また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(運用指針)

- (1) 本基準6の株式の保有等の(1)に定められた理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、早急に売却等その処分を行い、原則として、平成11年9月末までに終了すること。
- (2) 仮に、上記(1)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。
- (3) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているもの(株式保有等を事業としているもの等を含む。)の取扱については、原則禁止のもと、更に検討を行う。
- その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、次の事項を「公益法人に関する年次報告」に記載し、その実態を明らかにする。そのため、所管官庁は、必要な資料を、総務省に提出する。
- ① 当該公益法人を所管する部局の名称
 - ② 当該公益法人の名称
 - ③ 当該営利企業の名称
 - ④ 当該公益法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
 - ⑤ 保有する理由
 - ⑥ 当該株式等の入手日
 - ⑦ 当該公益法人と当該営利企業との関係(人事、資金、取引等)
- (4) 上記(3)の「公益法人に関する年次報告」による実態の公表は、平成10年度から実施する。
- (5) 各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。記載事項については、本運用指針6-(6)の規定に従うものとする。

(基準)

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(運用指針)

本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度からは本基準に適合した形で情報公開を行うこと。過去のものについても、可能な限り本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

また、所管官庁においては、平成10年1月中に必要な一覧表の作成を行い、平成10年2月から備えて置くこととする。

(基準)

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(運用指針)

公益法人の営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づき、実施するものとする。

附則（平成17年8月2日一部改正）

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

新たな公益法人会計基準の概要

○基本的考え方

- ◆ 広く一般的に用いられている企業会計の手法を可能な限り導入することにより、公益法人のディスクロージャー（財務情報の透明化）を充実させるとともに、事業の効率性を分かりやすく表示
- ◆ 寄付者や会員等の資金提供者の意思に沿った事業運営状況を会計上明らかにすることにより、法人の受託責任を明確化
- ◆ 外部報告目的の財務諸表を簡素化

○主要内容

変更点	現行制度	理由
外部報告目的の財務諸表の簡素化 ・財務諸表：①貸借対照表、②正味財産増減計算書、③財産目録 （大規模法人には④キャッシュ・フロー計算書も）	計算書類：①収支計算書、②正味財産増減計算書、③貸借対照表、④財産目録	会計基準は法人の財務状況を分かりやすく外部報告するためのものであるとの立場から、 <u>予算や決算といった法人のガバナンスに係る計算書等は基準の範囲外</u> （大規模法人については、複雑な財務状況をより客観的に表示させる観点から、キャッシュ・フロー計算書を追加）
正味財産増減計算書を収益及び費用を表示する様式（フロー式）に統一 ＝損益計算書と同様	原則：正味財産増減計算書（ストック式） ※フロー式は例外的	当期正味財産の増減について、単にその額を表すのではなく、 <u>増減原因を表示することにより、法人の財務運営の効率性（業績）をチェック可能</u> 。また、 <u>収益及び費用を表示することとなり、企業会計等の「損益計算書」との比較可能性を向上</u>
寄付者の意図の明確化 ・正味財産を二区分化 （指定正味財産／一般正味財産）	正味財産の区分なし （基本金を内書き）	寄付者等の意思に基づいて区分を行うことにより、 <u>法人の受入財産についての受託責任を明確化することが可能</u>
ディスクロージャーの充実 ・注解の新設、注記の充実	注記等により一定のディスクロージャーが行われている	保有債券等の時価情報の開示や関連当事者間取引の開示等を通じて、 <u>法人の財務状況の透明性を向上させることが可能</u>

○本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導

○内部管理事項について

財務諸表以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）については、現行の指導監督体制の下において、引き続き実施

○本会計基準の実施時期

平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施

○その他

- ・ 正味財産増減計算書についてフロー式にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の変更に資するものとするよう実施を奨励
- ・ 本会計基準に関する具体的な指針等については、今後、適切に措置

公益法人会計基準の改正等について

平成16年10月14日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議申合せ

1 会計基準の設定及び改正の経緯等

(1) 設定及び改正の経緯

「公益法人会計基準」（以下「会計基準」という。）は、昭和52年3月4日に公益法人監督事務連絡協議会の申合せとして設定され、その後、昭和60年9月17日の公益法人指導監督連絡会議決定による改正が行われ、公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきた。

しかし、前回改正から相当の期間が経過し、その間、公益法人をめぐる社会的及び経済的環境が大きく変化してきている状況にかんがみ、会計基準については、平成12年4月から総理府（当時）管理室の要請を受けて、「公益法人会計基準検討会」（座長：加古宜士早稲田大学教授）が会計基準の問題点を整理し、今後の改正の方向性について検討を行ってきた。また、「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）においても、会計基準の改善策の検討を行うこととされたところである。同検討会は、平成13年12月、それまでの検討結果を「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理（中間整理）」として取りまとめ、公表した。

平成14年3月29日には、会計基準の「理論及び実務の進展に即して更に充実と改善を図る」ための検討を行うため、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）において、会計基準の検討を行うことを申し合わせ、改めて「公益法人会計基準検討会」（以下「検討会」という。）（座長：加古宜士早稲田大学教授）を幹事会の下に開催し、所要の検討を行った結果、平成15年3月28日に検討会から幹事会に対し、「公益法人会計基準（案）について」の報告が行われた。

その後、新たな会計基準の実施に当たって必要な事項について、総務省において事務的な検討が進められてきたところであるが、その検討についても見通しが得られたことから、今般、会計基準の全部を別紙のとおり改正することとした。

(2) 改正の方針及び主な改正事項

公益法人を取り巻く社会経済状況の変化を受け、公益法人においても一層効率的な事業運営が求められることとなり、事業の効率性に関する情報を充実させる必要が生じている。また、一部公益法人による不祥事等を受けて、公益法人の事業活動の状況を透明化し、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報を提供することが求められている。さらに、公益法人は多数の者の寄付等に支えられつつ、不特定多数の者の利益のために活動する法人であることから、その活動内容については、広く国民一般も関心を持っている。

こうした認識の下、公益法人の活動状況を分かりやすく広く国民一般に対して報告するものとするため、会計基準の全面的な改正を行うこととした。

主な改正事項は次のとおりである。

- ア 従来の資金収支計算を中心とする体系を見直し、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録から構成する財務諸表を作成する。このため、従来会計基準で定めてきた収支予算書及び収支計算書については、会計基準の範囲外とする。
- イ 大規模公益法人については、その財務内容に対する関心が多数の利用者から向けられていること、資産及び負債の内容が多様かつ複雑となっていることから、上記の財務諸表の体系に加えて、キャッシュ・フロー計算書を作成する。
- ウ 貸借対照表の正味財産の部について、寄付者等から受け入れた財産に対する法人の受託責任を明確化するため、寄付者等の意思によって特定の目的に用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示する。また、指定正味財産以外の正味財産は一般正味財産として表示する。
- エ 正味財産増減計算書の様式について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示す様式（フロー式）に統一するとともに、正味財産の増加原因を収益とし、減少原因を費用として表示する。
- オ 財務諸表に対する注記事項について、関連当事者間取引、有価証券の時価その他の注記を拡充する。

2 本会計基準の性格

本会計基準は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準を示したものであり、公益法人会計の理論及び実務の進展に即して、今後、更に充実と改善を図っていかうとするものである。

3 本会計基準の取扱い

主務官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）に従い、公益法人の会計処理は原則として本会計基準によるものとするよう公益法人に対し指導するものとする。

4 内部管理事項について

本会計基準においては、当該基準の目的を広く国民に対して公益法人の活動状況を分かりやすく提供することにあるとし、こうした観点から財務諸表の作成方法について定めたところであり、これ以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）については、当該基準においては特段の定めを置かないこととした。

しかしながら、現行の指導監督体制の下において、これらの内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ、実施されてきたことにかんがみ、現在検討が進められている公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

5 本会計基準の実施時期

本会計基準は、平成18年4月1日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。

6 その他

正味財産増減計算書について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で

示す様式（フロー式）にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成18年度以降の円滑な会計基準の移行に資するものとするよう実施の奨励を図っていくものとする。

また、本会計基準の実施に当たって必要となる具体的な指針等については、今後、適切に措置していくものとする。

（別紙）

公益法人会計基準

第1 総則

1 目的及び適用範囲

この会計基準は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された公益法人（以下「公益法人」という。）の財務諸表の作成の基準を定め、公益法人の健全なる運営に資することを目的とする。

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。（注1）

- （1）財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明らかに表示するものでなければならない。
- （2）財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- （3）会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- （4）重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。（注2）

3 事業年度

公益法人の事業年度は、定款又は寄附行為で定められた期間によるものとする。

4 会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

5 財務諸表の科目

財務諸表の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。

第2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明らかに表示するものでなければならない。

2 貸借対照表の区分

貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。なお、正味財産の部には、指定正味財産及び一般正味財産のそれぞれについて、基本財産への充当額及び特定資産への充当額を内書きとして記載するものとする。(注3)(注4)(注5)

3 資産の貸借対照表価額

- (1) 資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。(注6)
- (2) 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする。
- (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券(以下「満期保有目的の債券」という。)並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。(注7)(注8)(注9)
- (4) 棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

4 貸借対照表の様式

貸借対照表は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。(注10)

第3 正味財産増減計算書

1 正味財産増減計算書の内容

正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならない。

2 正味財産増減計算書の区分

正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かち、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分するものとする。(注5)(注11)(注12)(注13)

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増加額(減少額)を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増加額(減少額)を表示するとともに、更に

これに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増加額（減少額）を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。（注4）（注13）

4 正味財産増減計算書の様式

正味財産増減計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式5-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。（注10）

第4 財務諸表の注記

1 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- （1）資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- （2）重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- （3）基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- （4）基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- （5）担保に供している資産
- （6）固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- （7）債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- （8）保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- （9）満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- （10）補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- （11）指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- （12）関連当事者との取引の内容（注14）
- （13）重要な後発事象
- （14）その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

2 財務諸表の注記の様式

財務諸表に対する注記事項は、様式3に準じ記載するものとする。

第5 財産目録

1 財産目録の内容

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならない。

2 財産目録の区分

財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、正味財産の額を示さなければならぬ。

3 財産目録の価額

財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。

4 財産目録の様式

財産目録は、様式4に準じ作成するものとする。なお、財産目録は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体について作成するものとする。

公益法人会計基準注解

(注1) キャッシュ・フロー計算書の作成について

- 1 大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に加えて、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。
- 2 キャッシュ・フロー計算書は、当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、事業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローに区分して記載するものとする。
- 3 キャッシュ・フロー計算書には、当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。
- 4 事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。
- 5 キャッシュ・フロー計算書には、資金の範囲及び重要な非資金取引について注記するものとする。
- 6 キャッシュ・フロー計算書は、様式6-1又は様式6-2に準じ作成するものとする。なお、キャッシュ・フロー計算書は、特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体に係るキャッシュ・フローの状況を表示するものとする。

(注2) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に正味財産の減少原因として処理する方法を採用することができる。
- (2) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。
- (3) 寄付によって受け入れた金額に重要性が乏しい場合、寄付者等（会員等を含む。以下同じ。）からの制約が課される期間に重要性が乏しい場合、又は寄付者等からの制約に重要性が乏しい場合には、当該寄付によって増加した正味財産を指定正味財産の増加額としないで、一般正味財産の増加額として処理することができる。
- (4) 所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リース取引について、取得したリース物

件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(5) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

(注3) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

(注4) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

(注5) 指定正味財産の区分について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとする。また、当期中に当該寄付によって受け入れた資産の額は、正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注6) 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(注8) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券について

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価に伴って生じる評価差額は、当期の正味財産増減額として処理するものとする。

(注9) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券の会計処理について

指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。

(注10) 特別会計を設けている場合の総括表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとする。また、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとする。

(注11) 補助金等について

法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。

ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

(注12) 一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について

一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常増減の区分に記載することができる。

(注13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、制約が解除された場合には、当該資産の帳簿価額
- (2) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産について、減価償却を行った場合には、当該減価償却費の額
- (3) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額

なお、一般正味財産増減の部において、指定正味財産からの振替額は、その性格に従って、経常収益又は経常外収益として記載するものとする。

(注14) 関連当事者との取引の内容について

- 1 関連当事者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当該公益法人を支配する法人
 - (2) 当該公益法人によって支配される法人
 - (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
 - (4) 当該公益法人の役員及びその近親者

- 2 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。
 - (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
 - (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
 - (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
 - (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

- 3 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、2に規定する注記を要しない。
 - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(注) 別紙は省略

資料
7

公益法人会計基準の運用指針について

平成17年3月23日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」という。)の適用に当たって特に必要となる事項について、下記のとおり運用指針を申し合わせる。

記

1. 新会計基準適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

新会計基準適用初年度においては、前事業年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の記載は不要とする。

2. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。

3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

なお、平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度の期首において所有する固定資産のうち、取得時から減価償却を実施せず、その後経過年数を考慮しない耐用年数で減価償却を実施しているものがある場合には、当該資産の償却は従前の方法で継続して実施することができるものとする。

4. 新会計基準適用初年度における有価証券の取扱いについて

(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用と

するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

新会計基準適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法。なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

イ 新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

5. 新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、新会計基準適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「新会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

6. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高について

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の新会計基準適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、新会計基準適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。

7. キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人の規模について

キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人は、前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の公益法人とする。

なお、当該事業年度において大規模公益法人としてキャッシュ・フロー計算書を作成した公益法人は、次の事業年度に限り、大規模公益法人に該当しなくてもキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

また、キャッシュ・フロー計算書については新会計基準適用2年度目より作成するものとする。キャッシュ・フロー計算書を作成する初年度においては、前事業年度分の記載は要請しない。

8. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

9. 関連当事者との取引の内容について

(1) 関連当事者の範囲

① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。

ア 当該法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

イ 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

ウ 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかなる場合には、対象外とすることができるものとする。

② 当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

i) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができる形態の場合

ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計

算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
 - b. 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
 - e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- ii) 当該他の法人が出資等により議決権を行使することができない形態の場合
- ア 当該公益法人の役員若しくは職員である者、又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
 - イ 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
 - ウ 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

- ③ 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。
- ④ 当該公益法人の役員及びその近親者

当該公益法人の役員及びその近親者とは、以下に該当するものとする。

 - ア 役員（準ずる者を含む）及びその近親者（2親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）
 - イ 役員（準ずる者を含む）及びその近親者が議決権の過半数を有している法人

なお、相談役、顧問その他これに類する者で、当該公益法人内における地位、職務等からみて役員と同様に実質的に公益法人の経営に従事していると認められる者も、役員に準ずる者として対象とすることとする。

ただし、公益法人の役員（準ずる者を含む）のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。

(2) 重要性の基準

- ① 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引
 - ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する

科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

② 役員及びその近親者との取引

役員及びその近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

10. 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

- ① 寄付者等から財団法人の基本財産として保有することを指定された土地
- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための基金として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

11. 補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の（注11）における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

12. 資産の時価が著しく下落した場合について

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

公益法人会計における内部管理事項について

平成17年3月23日
公益法人等の指導監督等に関する
関係省庁連絡会議幹事会申合せ

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、新たな公益法人会計基準を適用する場合に実施すべき内部管理事項について、下記のとおり統一的な取扱いを申し合わせる。

記

1 会計処理規程について

公益法人は、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、科目間の流用及び予備費の使用等の予算に関する事項等、会計処理のために必要な事項について会計処理規程を作成するものとする。

当該会計処理規程で定める予算に関する事項は、次のようなものが含まれるものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。
- (2) 収支予算書は、原則として、当該事業年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該事業年度中においてこれを変更することができる。

2 会計帳簿について

(1) 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳

(2) 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- イ 現金出納帳
- ロ 預金出納帳
- ハ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ニ 固定資産台帳
- ホ 基本財産台帳
- ヘ 特定資産台帳
- ト 会費台帳
- チ 指定正味財産台帳

(3) 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

3 収支予算書について

収支予算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支予算書は、当該事業年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支予算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支予算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (4) 収支予算書は、様式1に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-1に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (5) 収支予算書には、次の事項を注記するものとする。
 - イ 借入金限度額
 - ロ 債務負担額

4 収支計算書について

収支計算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。ただし、従前の例による作成も妨げない。

- (1) 収支計算書は、当該事業年度におけるすべての収入及び支出の内容を明りょうに表示するものでなければならない。
- (2) 収支計算書の科目は、別表に準拠してその性質を示す適当な名称で表示するものとする。
- (3) 収支計算書は、収支の予算額と決算額とを対比して表示しなければならない。
- (4) 収支計算書は、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分するものとする。
- (5) 収支計算書は、様式2に準じ作成するものとする。この場合において、特別会計を設けているときは、様式4-2に準じ総括表を併せて作成するものとする。なお、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、総括表において相殺消去するものとする。
- (6) 収支計算書には、次の事項を注記するものとする。
 - イ 資金の範囲
 - ロ 資金の範囲を変更したときは、その旨及び当該変更による影響額
 - ハ 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳
 - ニ 予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由
 - ホ 科目間の流用及び予備費の使用があった場合には、当該科目及び金額
 - ヘ その他公益法人の収支の状況を明らかにするために必要な事項

5 書類の保存について

公益法人の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録をいう。ただし、大規模公益法人においては、キャッシュ・フロー計算書も含む。）、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書は、最低10年間保存しなければならない。

（注）別紙は省略

資料
9

「公益法人会計基準の改正等について」等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について

総 官 管 第 5 5 号
平成 1 7 年 3 月 2 3 日

各府省大臣官房総務課長

各都道府県総務部長

各都道府県教育長

殿

総務省大臣官房管理室長

印

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等の実施に伴う財団法人の基本財産の指導監督について(通知)

「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)及び「公益法人会計基準の運用指針について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)を踏まえ、新たな公益法人会計基準(以下「新会計基準」という。)が平成18年4月1日から実施されることとなる。

新会計基準の実施による減価償却の強制、有価証券の時価評価の導入等公益法人における会計実務の大幅な変更を踏まえ、財団法人に対する基本財産の指導監督上の留意点について特に必要な事項を以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

- ① 基本財産となっている資産の喪失
- ② 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更
- ③ 法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

2 現行の公益法人会計基準(「公益法人会計基準(改正)について」(昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定))を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

以 上

(参 考)

1 財団法人の基本財産について、以下のような場合については、原則として処分に該当するものとして取り扱う。

- ① 基本財産となっている資産の喪失
- ② 法人の意思に基づく基本財産としての性質の著しい変更
- ③ 法人の意思に基づく基本財産の額の減少

なお、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少額については、処分に該当しないものとして取り扱うものとする。

(解 説)

現行の公益法人会計基準（「公益法人会計基準（改正）について」（昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定））及び新会計基準において、資産の貸借対照表価額は原則として当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならないが、更に新会計基準では、減価償却の強制、償却原価法の導入、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについての時価評価、時価が著しく下落した場合の評価減の強制といった会計手法が大幅に取り入れられたことにより、財団法人の基本財産が減少することがあり得る。

これは新会計基準が公益法人の財務情報のディスクロージャーを充実させることを目的の一つとしているからであるが、こうした基本財産の減少をすべて所管官庁の許可が必要となる処分として取り扱うことは法人にとって過度の負担になると考えられる。

こうしたことから、災害による滅失等の基本財産となっている資産が失われた場合、基本財産を土地による運用から定期預金による運用に変更する場合等の法人の意思に基づく基本財産の性質の著しい変更を行う場合、基本財産を縮小し、法人運営資金を得る場合等の法人の意思に基づく基本財産額を減少させる場合については、これを処分に該当するものとして取り扱うこととし、減価償却や時価評価に伴う減少額等の会計上の認識にとどまっている基本財産の減少については、これを処分に該当しないものとする。

なお、減価償却等に伴う会計上の基本財産減少額については、売却等の処分によって確定することとなることから、各所管官庁においては、当該減少額が当該財団法人の事業実施に当たって与える影響を十分に勘案しつつ、適切な指導監督を行っていくことが重要である。

2 現行の公益法人会計基準（「公益法人会計基準（改正）について」（昭和60年9月17日公益法人指導連絡会議決定））を適用しつつ、これまで減価償却を実施してきた財団法人において、基本財産に対して設定されてきた減価償却引当資産については、当該法人が新会計基準を適用した後においても、貸借対照表上の基本財産の区分に計上するものとし、特定資産の区分には計上しないものとする。

また、新会計基準の適用後に新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても同様とする。

（解説）

従来、財団法人の基本財産に建物等の償却性資産が組み込まれていた場合については、基本財産の減価償却相当額を基本財産たる特定預金（減価償却引当預金）として所要資金を準備することが望ましいとしてきた（『「新基準」への移行に関する留意事項』（昭和62年1月19日日本公認会計士協会公益法人委員会））ところである。

新会計基準においては、貸借対照表の資産の部において、退職給付引当資産、減価償却引当資産等の特定資産の科目を設定したところであるが、上記のような基本財産の減価償却引当資産は特定資産としての性質を有するものの、財団法人の法人格の基礎をなす基本財産の維持のために特に必要なものとして準備していることにかんがみ、新会計基準の適用後においても、引き続き基本財産の区分に計上することが適当であり、特定資産の区分としての減価償却引当資産には含まないものとする。

また、新公益法人会計基準の適用後、法人の判断により、新たに基本財産に対する減価償却引当資産を設定する場合についても、同様に扱うものとする。

資料
10

「公益法人会計基準の改正等について」等の適用に当たっての留意点について

資料
10総 官 管 第 5 1 号
平成 1 8 年 3 月 2 4 日各府省公益法人行政担当課長
各都道府県公益法人担当部長
各都道府県教育長

殿

総務省大臣官房管理室長

印

「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等の適用に当たっての留意点について（通知）

「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「公益法人会計基準の運用指針について」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）を踏まえ、新たな公益法人会計基準における指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等について以下のとおり取りまとめたので、実務上の参考とされたい。

記

1. 指定正味財産と基本財産・特定資産の関係について

寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産に計上するものとする。

2. 関連当事者における国・地方公共団体の取扱いについて

関連当事者との取引の内容についての注記においては、国及び地方公共団体については、公益法人の主務官庁であることをもって、ただちに当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という）とはしないが、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解（注14）に定める注記をすることが望ましいものとする。

3. 資産の時価が著しく下落した場合の使用価値の取扱いについて

資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

4. 公認会計士等の監査の範囲について

「公益法人会計基準の改正等について」（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づき、新たな公益法人会計基準で財務諸表を作成し、かつ当該財務諸表について公認会計士等の監査を受けている法人については、収支計算書は財務諸表監査の対象とはしないものの、収支計算書が「公益法人会計における内部管理事項」（平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ。以下「内部管理事項」という。）に基づいて作成されているかどうかについて公認会計士等の意見表明を受けるものとする。

5. 内部管理事項に基づき、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分した収支予算書を作成する最初の事業年度の取扱いについて

内部管理事項に基づき、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に区分した収支予算書を作成する最初の事業年度において、前事業年度の収支予算書については、これを組み替えて記載するものとする。ただし、科目体系を見直した場合等組み替えが困難な場合には、前年度の収支予算書を組み替えず当年度の収支予算書と並べて記載することもできるものとする。

以 上

公益法人の指導監督体制の充実等について

平成13年2月9日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）において下記の措置を講ずる。

記

1 各府省における指導監督の責任体制の確立

(1) 総括公益法人指導監督官等の設置

- ① 各府省に、それぞれ総括公益法人指導監督官、総括公益法人指導監督官補佐及び公益法人指導監督官を置く。
- ② 総括公益法人指導監督官は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会幹事を、総括公益法人指導監督官補佐は、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会府省連絡会議構成員を、公益法人指導監督官は、各部局の総括担当課等の長をもって充てる。
- ③ 総括公益法人指導監督官は、府省における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。
- ④ 総括公益法人指導監督官補佐は、総括公益法人指導監督官の事務を補佐する。
- ⑤ 公益法人指導監督官は、部局における公益法人の指導監督に関する事務を総括する。

(2) 府省内連絡会議の設置

各府省は、公益法人の指導監督を統一かつ効果的・効率的に推進するため、(1) ①に掲げる者を構成員とする公益法人の指導監督に関する府省内連絡会議を設置する。

2 立入検査の充実

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

(2) 立入検査実施計画の策定

各府省は、(1)の立入検査を計画的に実施するため、立入検査が一巡する期間を計画期間とする実施計画を策定し、これに基づき立入検査を実施するものとする。

(3) 臨時立入検査

(1)の立入検査のほか、各府省は、所管公益法人の業務運営に重大な問題があると認められる場合、従前からの改善指導事項がある場合等特に必要があると認められる場合には、臨時に立入検査を実施するものとする。

(4) 的確かつ体系的な検査のための措置

- ① 各府省は、検査事項を記載した検査票（チェックリスト）を作成し、これに従って立入検査を実

施する。検査票（チェックリスト）については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。

- ② 行政委託型法人等（「行政委託型法人等の総点検の推進について」（平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）の対象法人をいう。）については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。
- ③ 立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。

（5）立入検査の実施結果の公表等

- ① 各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。
- ② 総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

3 その他

（1）職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実に努めるものとする。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

（2）外部監査の要請

各府省は、資産額が 100 億円以上若しくは負債額が 50 億円以上又は収支決算額が 10 億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

（3）都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

4 実施時期

各府省は、平成 13 年度から本申合せに基づく措置を講ずることとし、そのために必要な体制等の整備については、平成 12 年度中に行う。

（注）別紙は省略

インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

平成13年8月28日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

記

1 すべての国所管公益法人に係る措置

(1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）7（1）の①から⑩までに掲げる資料をいう。以下同じ。）をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。

(2) 各府省は、平成13年10月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。

- ① 名称
- ② 所管する部局（担当局担当課等）の名称
- ③ 公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
- ④ 設立年月日
- ⑤ 代表者の職名及び氏名
- ⑥ 主な目的及び事業

また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

2 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

各府省は、平成13年10月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。

- ① 最新の業務及び財務等に関する資料
- ② 事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名
- ③ 補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

3 フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1及び2によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。
- (2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

4 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について

平成10年12月4日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

改正 平成12年12月26日

公益法人については、その事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合がある。このような場合、当該公益法人は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日改正）に基づき、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けた措置を講じるが、そのような措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこととされている。

この営利法人等への転換については、法務省を中心とした検討の結果、現行法制度の下においても基本的には可能であるとの結論を得たことから、所管官庁がその所管する公益法人を指導監督するに当たっての具体的、統一的な指針として、別紙のとおり「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」を申し合わせる。

各官庁においては、本指針に基づき、公益法人の営利法人等への転換の指導監督を適切に行うものとする。

（別紙）

公益法人の営利法人等への転換に関する指針

1 営利法人等への転換が必要となる場合

公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況となることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。

2 営利法人等への転換の指導

- (1) 公益法人の事業内容が、1に掲げるような状況となっていると認められる場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）2—(2)—①及び②に掲げた措置を講ずるよう指導を行う。この措置は、平成11年9月までに講ずるものとする。
- (2) (1)の期限までに公益法人にふさわしい事業内容に改善されない場合においては、期限到来後速やかに、営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行うものとする。期限到来前であっても、公益法人にふさわしい事業内容に改善することが不可能であることが明らかになった場合には、

同様の措置を講ずるものとする。

- (3) (1) の期限到来後においても、1 に掲げるような状況が生じたと認められるに至った場合には、(1) 及び(2) に準じて措置を講ずるものとする。
- (4) (2) に規定する措置を受けた公益法人は、措置後1年以内に、所管官庁に対し、営利法人等への転換に向けての計画を提出する。このとき、株式会社へ転換する方法（事業の一部を株式会社化する場合を含む。）の例は、後述の「参考」に掲げるとおりである。
- (5) (2) に規定する措置の後、3年以内に営利法人等への転換がなされない場合には、所管官庁は、設立許可の取消しも含め対処する。
- (6) 公益法人が、(2) に規定する措置の前に自主的に営利法人等への転換を行うことを決定したときは、その旨を所管官庁に報告する。このとき、(4) 及び(5) に掲げる期間は、報告を行った日から起算する。

3 営利法人等への転換後の対応

- (1) 公益法人が営利企業にその業務の一部を現物出資し、その対価として取得する当該営利企業の株式等については、その取得後速やかに処分するものとする。
- また、公益法人が当該株式等を保有する間は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ、平成9年12月16日一部改正）の規定に従い、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載する。なお、この記載は、保有する株式等の全株式等に占める割合にかかわらず行うものとする。
- (2) 営利企業と公益法人の運営が一体となっているという疑念を与えないようにするため、営利企業の取締役と存続する公益法人の理事の兼務は避けることとし、やむを得ず兼務となる場合も、指導監督基準に定めた理事の割合の上限を超えることのないようにする。

4 営利法人等への転換に関する全体像の把握

総務省は、公益法人の営利法人等への転換状況等を把握するために、所管官庁に対する調査を毎年度行い、「公益法人に関する年次報告」において公表するものとする。

参考 株式会社への転換の方法の例

(1) 社団法人・財団法人が解散した後、その事業を株式会社に譲渡する場合

- ① 社団法人・財団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を譲渡しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 定款又は寄附行為に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人・財団法人の理事は、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の

許可を得る。社団法人については、これに加えて総会の決議を要する（民法第72条第2項）。

- この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ③ 社団法人・財団法人が解散をする。
- 社団法人については、総会における総社員の4分の3以上の承認による解散決議を行う（民法第68条第2項第1号、第69条）。
 - 財団法人については、寄附行為の定めに従って、所定の機関が所定の方法による解散決議を行う（民法第68条第1項第1号）。
 - 目的たる事業の成功として解散する場合もある。
- ④ 社団法人・財団法人の清算人は、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。
- ⑤ 社団法人・財団法人の清算人と株式会社側（株式会社の成立前には発起人、成立後には代表取締役）との間で、事業譲渡契約をする。
- 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用関係の承継、受益者の地位の承継等がある。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となることがあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ⑥ 社団法人・財団法人の清算人と株式会社の代表取締役は、事業譲渡契約の履行を行う。
- 清算人は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
 - 清算人及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
 - 清算人は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
 - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑦ 社団法人・財団法人の清算人は、その他の清算業務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑧ 社団法人・財団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
- 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻しを受けることはできない。
 - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑨ 社団法人・財団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。

（2）社団法人がその事業を株式会社に譲渡した後、解散する場合

- ① 社団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
 - 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を譲渡しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、解散事由としての存立時期（民法第46条第1項第5号、第68条第1項第1号）を定め、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、存立時期の定めにつき登記することを要する（民法第46条第1項第5号）。
- ③ 社団法人は、総会において、解散決議と同様の要件で、理事が、株式会社側との間で事業譲渡契約を締結すべきことを決議する（民法第53条）。
- ④ 定款に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人の理事は、総会の決議に従って、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の許可を得る（民法第72条第2項）。
 - この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ⑤ 社団法人の理事は、株式会社側（株式会社の成立前には発起人、成立後には代表取締役）との間で、事業譲渡契約をする。
 - 事業譲渡契約の効力発生日は、社団法人の存立時期と定められた日とする。
 - 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等がある。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となることがあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ⑥ 社団法人の理事と株式会社の代表取締役は、社団法人の存立時期の到来した日（事業譲渡契約の効力発生日）において、事業譲渡契約の履行を行う。
 - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
 - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
 - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
 - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑦ 社団法人の清算人は、法人の存立時期の到来後、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。

- ⑧ 社団法人の清算人は、その他の清算業務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑨ 社団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
 - 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻しを受けることはできない。
 - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑩ 社団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。

（3）社団法人がその事業を株式会社に現物出資した後、解散する場合

- ① 社団法人の事業の現物出資先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
 - 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を現物出資しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 株式会社の設立時において現物出資を行う場合
 - 社団法人が事業の現物出資をするために、社団法人も発起人となる（商法第168条第2項）。
 - 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款（商法第168条第1項第5号）、株式申込書（商法第175条第1項第7号）に記載するとともに、払込期日を定める。
 - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
- ③ 株式会社の成立後において現物出資を行う場合
 - 株式会社の取締役会は、払込期日（商法第280条ノ2第1項第2号）及び現物出資に関する事項（同項第3号）を定め、株式申込書に記載する（商法第280条ノ6第3号）。
 - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第280条ノ8）が必要となる。
 - ②、③を通じ、現物出資に関する事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産を含む。）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等が考えられる。
- ④ 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、解散事由としての存立時期（民法第46条第1項第5号、第68条第1項第1号）を定め、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、存立時期の定めにつき登記することを要する（民法第46条第1項第5号）。
 - 法人の存立時期は、事業を現物出資すべき日（払込期日）とする。
- ⑤ 社団法人は、解散と同様の要件の下で、理事が、株式会社側に対し、事業を現物出資すべきことを決議する（民法第53条）。
- ⑥ 定款に解散後の残余財産の帰属権利者の指定がなく、又は、これを指定する方法の定めがない場合、社団法人の理事は、総会の決議に従って、類似の目的のためにする処分方法を定め、主務官庁の許可を得る（民法第72条第2項）。
 - この点について定めなかった場合、残余財産は国庫に帰属する（民法第72条第3項）。
- ⑦ 社団法人の理事は、株式会社に対し、払込期日において、現物出資の給付を行う（商法第172条、第177条第3項、第280条ノ14第1項）。
 - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、現物出資に伴い株式会社に移転する債権

の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。

- 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）及び代表取締役は、現物出資に伴い株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
 - 理事（法人の存立時期の到来後においては清算人）は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人に対し、出資の対価として株式を発行する。
 - 社団法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである。その場合、適切な対価を取得することを要する。
- ⑧ 社団法人の清算人は、法人の存立時期の到来後、解散の登記手続を行い、かつ、主務官庁に届け出る（民法第77条第1項）。
- ⑨ 社団法人の清算人は、その他の清算事務を行う（民法第78条から第80条まで参照）。
- ⑩ 社団法人の清算人は、帰属権利者に残余財産の引渡しを行う（民法第78条第1項第3号）。
- 社団法人の社員は、残余財産の分配を受け、又は、残余財産から出資の払戻を受けることはできない。
 - 残余財産は、その帰属権利者とされた者に対して引き渡される。
- ⑪ 社団法人の清算人は、主務官庁に対し清算終了の届出を行う（民法第83条）。

（4）社団法人・財団法人が目的（事業）を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に譲渡し、残存する又は追加された事業を継続することとして公益法人が存続する場合

- ① 社団法人・財団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。
- 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を移転しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
- ② 社団法人・財団法人の目的（事業）を変更する。
- 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項本文）、目的（事業）に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
 - 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲内において、所定の機関が、所定の方法により寄附行為を変更し、目的（事業）に必要な変更を加える。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
- ③ 社団法人・財団法人は、株式会社に対し、目的（事業）の変更により、公益法人の目的に含まれないこととなった従来事業を譲渡する。
- 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用契約関係の承継、受益者の地位の承継等がある。
 - 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款（商法第168条第1項第6号）及び株式申込書（商法第175条第2項第7号）への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。

- 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立（商法第246条）となること
があり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
- ④ 社団法人・財団法人の理事と株式会社の代表取締役は、事業譲渡契約の履行を行う。
 - 理事は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
 - 理事及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引
受に関する承諾を得る。
 - 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。
 - 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立
後にされることとなる（商法第168条第1項第6号参照）。
- ⑤ 目的（事業）の変更後、社団法人・財団法人は、変更後の目的に従って、残余事業を継続し、又は
新たな事業を開始し、株式会社は、譲渡を受けた事業を行う。

**（5）社団法人・財団法人が目的（事業）を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に現物出資し、
残存する又は追加された目的に従って事業を継続することとして公益法人が存続する場合**

- ① 社団法人・財団法人の事業の現物出資先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の
設立手続を開始する。
 - 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。
 - 既存の株式会社に対して事業を現物出資しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要であ
る。
- ② 社団法人・財団法人の目的（事業）を変更する。
 - 社団法人は、総会における総社員の4分の3以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第
1項本文）、目的（事業）に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2
項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
 - 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲内において、所定の機関が、所定の方法
により寄附行為を変更し、目的（事業）に必要な変更を加える。理事は、目的変更につき登記す
ることを要する（民法第46条第2項）。
- ③ 株式会社の設立時において現物出資を行う場合
 - 社団法人・財団法人が事業の現物出資をするために、社団法人・財団法人も発起人となる（商法
第168条第2項）。
 - 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款（商法第168条第1項第5号）、株式申込書（商
法第175条第1項第7号）に記載するとともに、払込期日を定める。
 - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第173条、第181条等）が必要となる。
- ④ 株式会社の成立後において現物出資を行う場合
 - 株式会社の取締役会は、払込期日（商法第280条ノ2第1項第2号）及び現物出資に関する事
項（同項第3号）を定め、株式申込書に記載する（商法第280条ノ6第3号）。
 - 現物出資については、検査役の調査等の手続（商法第280条ノ8）が必要となる。
 - ②、③を通じ、現物出資に関する事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財

産・消極財産を含む。)、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等が考えられる。

- ⑤ 社団法人・財団法人の理事は、株式会社に対し、払込期日において、現物出資の給付を行う（商法第172条、第177条第3項、第280条ノ14第1項）。
- 理事は、現物出資に伴い株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。
 - 理事及び代表取締役は、現物出資に伴い株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。
 - 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。
 - 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、出資の対価として株式を発行する。
 - 社団法人・財団法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである。その場合、適切な対価を取得することを要する。

休眠法人の整理に関する統一的基準

昭和60年9月17日
公益法人指導監督連絡会議決定
改正 昭和63年3月10日

民法第71条後段に規定する「正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザル」公益法人（以下「休眠法人」という。）の整理に関する統一的基準は下記のとおりとする。

各主務官庁は、この基準に基づき、それぞれ所管の公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等に関する要綱を定め、所管休眠法人の整理促進に努めるものとする。

記

1 公益法人の調査

主務官庁は、各府省大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規制（以下「監督規制」という。）に定める報告、届出等を3年以上怠っている公益法人（報告、届出等を行っているが、その内容が著しく事実に反しているもの又は全く事業を行っていないものを含む。以下「法人」という。）について、登記簿により法人の概況を把握するとともに、次に掲げる事項を調査し、法人の実態を把握する。

- (1) 事務所及び職員の状況
- (2) 理事の状況
- (3) 事業の実施状況
- (4) 資産及び会計の状況
- (5) 社団法人にあつては、社員及び総会の状況
- (6) 備付書類の状況
- (7) 法人登記の状況

2 休眠法人の認定

主務官庁は、上記1の調査結果等に基づき、主として、次に掲げる事由を総合的に判断し、休眠法人と認定する。

- (1) 引き続き3年以上事業を行っていないこと
- (2) 理事が存在しないこと又はその任期が3年以前に満了していること
- (3) 理事の所在が確認できないこと
- (4) 事務所及び職員が存在しないこと
- (5) 主務官庁の監督規則に基づく報告、届出等を引き続き3年以上怠っていること
- (6) 引き続き3年以上にわたって収入及び支出がないこと

- (7) 社団法人にあっては、引き続き3年以上にわたって総会が開催されていないこと
- (8) 財団法人にあっては、基本財産が存在しないこと

3 休眠法人の解散指導及び設立許可の取消し

休眠法人と認定した法人については、次の方法により、その整理を行うものとする。

(1) 理事の存在が確認された場合

主務官庁は、当該理事に対し、解散の指導を行い、自主的に解散させるものとするが、これに應じない場合は、あらかじめ理事について聴聞を行った上で、設立許可の取消しの処分を行い、この旨を理事に告知する。

(2) 理事が存在せず、又はその所在が確認できない場合

主務官庁は、設立許可の取消しの処分を行い、その旨を官報に掲載する。

4 解散登記の嘱託

前記3の取消処分の告知又は取消処分の官報掲載を行った場合は、主務官庁は、必要な期間を経過した後、当該法人事務所所在地の登記所に解散登記の嘱託を行う。

休眠法人の整理に関するモデル要綱

昭和60年12月5日
公益法人指導監督連絡
会議幹事会了解事項

改正 昭和63年3月10日
平成4年8月7日
平成6年9月20日
平成8年1月31日

この要綱は、休眠法人の整理に関する統一的基準（昭和60年9月17日 公益法人指導監督連絡会議決定、以下「基準」という。）に基づき、〇〇大臣の所管に属する公益法人の実態調査、休眠法人の認定、設立許可の取消しの手続等休眠法人の整理促進に必要な事項を定めるものとする。

1 公益法人の調査

基準1に定める法人の調査は、次の方法により〇〇〇〇が行うものとする。

（1）法人の概況の把握

ア 法人登記簿の確認

当該法人の事務所の所在地を管轄する登記所から登記簿謄本の交付（別紙1-1）を求め最終登記の年月日及びその内容を把握する。

イ 理事の存在の確認

（ア）登記簿が存在する場合

登記簿に記載された理事の住所をもとに電話、配達証明郵便、住民票（別紙1-2）、戸籍謄本（別紙1-3）、官報公告（別紙1-4）等により、理事の存在、現住所を確認する。

（イ）登記簿が存在しない場合

登記簿が存在せず、理事の住所が明らかでないときは、官報公告等により理事の存在、現住所の確認に努める。

（2）事業の実施状況等調査

理事の存在が確認された法人については、理事又は理事代表者（以下「理事」という。）等に対し、事業の実施状況等について調査（別紙2）を行う。

2 休眠法人の認定

基準2に定める休眠法人の認定は、別紙2の調査票の各項目についての調査結果等を総合的に判断し、〇〇〇〇が行うものとする。

3 聴聞

基準3に定める聴聞は、次の方法により〇〇〇〇が行うものとする。

（1）聴聞の通知

聴聞を実施しようとする場合は、理事に対して設立許可取消処分理由、聴聞日時、場所、聴聞事項

等について、1週間前までに文書により通知（別紙3-1）しなければならない。

この文書は、配達証明郵便で送付するものとする。

なお、前記の通知を出しても理事が聴聞に応じない場合は、聴聞を経ないで設立許可の取消しの処分をすることができる。

（2）聴聞の実施

まず、出席者を確認した後、調査結果に基づき休眠法人認定事由を説明し、これについて被聴聞者から証拠に基づく弁明、反論を求める。

聴聞の結果は、聴聞調書（別紙3-2）にまとめるものとする。

4 設立許可の取消処分

基準3に定める設立許可の取消しの処分は、〇〇〇〇が行うものとし、この処分を行った場合において、理事の存在が確認されているときは、理事にその旨を告知（別紙4-1）し、理事が存在せず又はその所在が確認できないときは、その旨を官報に公告（別紙4-2）する。

5 解散登記の囑託

基準4に定める登記所に対する解散登記の囑託は、〇〇〇〇が次により行うものとする。

設立許可の取消処分を、理事に告知したときはその到達後に、官報公告を行ったときは20日経過後に、速やかに当該法人の各事務所の所在地の登記所に行く（別紙5-1、5-2）。

6 裁判所への通知

設立許可の取消処分を行った場合には、解散及び清算の監督を行う裁判所に対して、速やかに通知する（別紙6）

（注）別紙は省略

行政改革大綱（抄）

平成 12 年 12 月 1 日
閣 議 決 定

5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

(2) 財政負担の縮減・合理化

ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等（以下、「補助金等」）については、上記（1）の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

(ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。

(イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。

(ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

(3) 措置期限・経過措置等

- i) 上記（1）、（2）の改革は、平成 13 年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成 17 年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。
- ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）の規定の徹底を図る。
- iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び

公益法人会計基準の改善策の検討を行う。

iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を検討する。

(4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

今後の行政改革の方針（抄）

平成 16 年 1 2 月 2 4 日
閣 議 決 定

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(4) 行政代行人等の見直し

官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成 18 年度末までに、以下の法人について、所要の見直しを行う。

ア 特別の法律により設立される法人

(ア) 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）において、初回の見直しを平成 17 年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。

(イ) その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。

イ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人

(ア) 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記アの法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならって、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。

(イ) 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。

ウ 基金等を保有する法人

補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、以下の基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。

- ・基金事業の見直しの時期の設定に係る基準
- ・資金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準
- ・基金の保有割合についての数値基準
- ・使用見込みのない資金の国への返納に係る基準

6 公務員制度改革の推進等

(1) 公務員制度改革の推進

イ. 当面の取組方針

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

(ア) 適切な退職管理

(ii) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

ウ. 当面の改革の進め方

上記イ(ア)(i)、(イ)及び(ウ)については、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イ(ア)(ii)については、内閣官房が中心となって検討、調整を行い、推進する。

また、現行制度下における改革の推進を図る観点から実施体制を整備する。

7 公益法人制度の抜本的改革

現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度の抜本的改革については、行政の在り方を見直す観点からも重要であることにかんがみ、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、21世紀の我が国の社会経済にふさわしい透明性の高い新たな仕組みの構築を目指すなど、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革を着実に実施していくものとする。

このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙3のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。

公益法人制度改革の基本的枠組み

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

1 改革の方向性

(1) 改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

また、民法制定以来100余年にわたり抜本的な見直しが行われていない現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度については、歴史的に大きな役割を果たしてきたものの、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存続しているなど様々な批判、指摘を受けるに至っている。

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

(2) 基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

また、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。

2 一般的な非営利法人制度

(1) 総則的事項

法人類型は、法人格付与の対象に応じ、社団形態と財団形態の2種類とする。

準則主義に伴う法人制度の濫用防止の観点から、株式会社制度と同様の解散命令制度・休眠法人整理の制度を設ける。

(2) 社団形態の非営利法人制度

営利を目的としない団体を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進するため、社員となろうとする者が2名以上集えば、一定額以上の財産的基盤がなくとも、法人の設立を可能とするほか、その事業について格別の制限をせず、公益活動を含めた幅広い活動ができることとする。

法人の自律的な運営を確保するため、社員総会及び理事の制度を設けるほか、定款による理事会や監事の設置を可能とする。

また、法人運営の適正化を図るため、理事の法人又は第三者に対する責任規定、社員による代表訴訟制度及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設けることにより、株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保する。

法人の非営利性を維持しつつ、その資金調達手段や財産的基盤を確保するため、拠出金制度の選択を可能とする。

(3) 財団形態の非営利法人制度

設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進するため、必要最小限の資産で、法人の設立を可能とするが、その目的及び事業に一定の制限を設けることの可否について検討する。

設立者の意思を尊重しつつ、法人の自律的な運営を確保するため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな法定の機関（評議員会）を設けるほか、理事会及び監事を必置機関とする。

また、法人運営の適正化を図るため、社団法人形態の非営利法人の場合と同様、理事の法人又は第三者に対する責任規定及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設ける。

(4) その他

以上のほか、定款又は寄附行為の変更、合併、解散、清算等に関する所要の規定を設ける。

また、一定規模以上の法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する。

なお、中間法人制度は、社団法人形態の非営利法人制度に包含される関係となるため、これを廃止することとし、移行に関する所要の規定を設ける。

3 公益性を有する非営利法人を判断する仕組み

以下の方針により、公益性を有するにふさわしい規律のしっかりした非営利法人の受け皿となる仕組みを構築する観点から、具体的な制度設計を進める。

なお、特定非営利活動法人制度については、引き続き存置されるものとする。

(1) 判断主体

現在の主務官庁から中立的に判断を行うために、内閣に民間有識者からなる委員会を設置し、当該委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断することとし、事後チェック、不服申立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう、必要な事務体制の整備を図るとともに、様々な活動分野における公益性を専門的見地から適切に判断できる措置を検討する。

また、一定の地域を拠点として活動する非営利法人に関しては、原則として都道府県知事において判断等を行うこととする。その際、都道府県に国に準じた機能を有する体制を整備し、国との間で公益性の判断等の取扱いについて整合を図る。

(2) 判断要件

判断要件については、現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等を踏まえつつ、法人の目的、事業及び規律の面から、できる限り裁量の余地の少ない明確なものとする。

公益性を有する非営利法人（以下（2）及び（3）において「法人」という。）の目的については、積極的に不特定多数者の利益の実現を図ることを基本とし、共益は従たる目的となる範囲内で認められる方向で検討する。

法人の事業については、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、付随的に収益を目的として行う収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用されること、公益的事業が営利企業の行う活動を阻害しないことなど所要の要件を設け、具体的な公益的事業を適切に規定する方向で検討する。

法人の規律については、同一親族等が理事及び評議員に占める割合を制限すること、解散した法人の残余財産の帰属者を他の類似の公益目的の法人や国・地方公共団体等一定の範囲に限ること、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金等が留保されないこと、株式保有等を資産運用等の場合を除き原則として禁止することなど所要の要件を設ける方向で検討する。

(3) 適正運営確保の方策

法人については、理事会及び監事を必置機関とするなど適切なガバナンスを求めることとする。

また、プライバシーの保護等に留意しつつ、法人の組織、運営等について、インターネットの活用も含め、国民一般に対する情報開示の強化を図る。開示事項については、現行の指導監督基準による業務及び財務等に関する事項のほか、公益性の判断要件に係る事項、その他役員報酬に関する事項、管理費の水準等法人の適正運営を確保する観点から開示が望ましい事項とする方向で検討する。また、判断主体においても、法人が開示している情報を集約し、インターネットも活用しつつ、国民一般に分かりやすく開示することとする。

さらに、事業報告書等の定期的な提出、報告徴収・立入検査、命令、公益性判断の取消し等必要な監督上の措置を、より明確な要件の下で判断主体が適切に講ずる方向で検討する。また、判断主体が、一定期間ごとに法人の活動実績を踏まえて公益性の有無を確認することとする。

4 その他

(1) 現行公益法人の新たな制度への移行

現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行っており多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。

なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、内閣官房、総務省及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。

(2) 今後のスケジュール等

今後、この基本的枠組みに基づき、内閣官房において、関係府省との連携の下、更に法制化に向けた具体的検討を行うとともに、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、所要の法律案を平成 18 年の通常国会に提出することを目指す。また、内閣官房は、総務省及び各公益法人所管官庁と連携して、新たな非営利法人制度の着実かつ円滑な施行に向けた準備作業に着手する。

資料
18

「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について

平成17年3月2日
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ

「今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）」6（1）イ（ア）「適切な退職管理」（ii）に基づき、下記のとおり、所管公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

1. 各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、平成17年4月1日以降、国家公務員出身者が離職後2年以内に国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員に就任する際には、あらかじめ、所管府省に対して報告を行うよう指導するとともに、各府省は、所管公益法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。
2. 上記1. の「国家公務員出身者」とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。以下同じ。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者とする。
3. 上記1. 「国と特に密接な関係を持つ公益法人」とは、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「公務員制度改革大綱に基づく措置」という。）に定められているとおり「国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人」とする。
4. 各府省が行った報告の内容等は、毎年1回、内閣官房及び総務省において取りまとめ、公表するものとする。

(別紙)

1. 報告事項

- (1) 常勤役員の地位に就こうとしている国家公務員出身者（以下「役員候補者」という。）の最終官職（官房付等の退職者については、その前官職名も併せて記載する。）
- (2) 役員候補者の離職（予定）の日
- (3) 役員候補者が就任しようとしている地位及び就任予定日

2. 報告の添付書類

- (1) 当該公益法人の業務概要（国との「特に密接な関係」の状況を含む）
- (2) 当該公益法人の役員名簿（公務員制度改革大綱に基づく措置を踏まえ、常勤・非常勤の別及び国家公務員出身者である役員については最終官職等を付記したもの）
- (3) 当該公益法人の役員報酬・退職金規程
- (4) 当該公益法人の役員在任年齢に関する規程
- (5) 役員候補者の略歴（最終官職については俸給表及び級の別を付記したもの）

3. 報告の時期等

- (1) 各府省は、原則として、役員に就任することが予定されている日の3週間前までに、総務省に対し報告を行う。
- (2) 総務省は、上記3.(1)の報告を受けた後、当該公益法人に係る閣議決定等の遵守に関する確認等を行った上で、内閣官房に報告する。

資料
19

行政改革の重要方針（抄）

平成17年12月24日
閣議決定

3 総人件費改革の実行計画等

（1）総人件費改革の実行計画

ウ その他公的部門の見直し

③ 公益法人等

主務大臣は、「国と特に密接な関係を持つ公益法人」（「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成14年3月29日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ））に対して、同申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請する。